



保健環境組合 だより

REPORT No.02

4

2017 Apr.



新ごみ処理施設の建設現場(平成29年2月下旬)

本体の建設工事が始まりました!

2月末の建設工事の進行度は…6%



平成30年度末の完成を目指す「新ごみ処理施設建設事業」については、建築確認審査を経て、1月16日より本格的な本体建設工事に入りました。

本工事の着工に伴い、騒音・振動や粉じん飛散等への安全対策についても、これまで以上に、体制を整えています。

また、関係車両の出入り増加も予想されますが、誘導員の配置や危機管理意識の周知徹底により、万全の対策を講じて参りますので、引き続き、ご理解・協力のほどをお願いいたします。



組合施設紹介③

休日夜間急病診療所



お知らせ 7月から診療時間が変わります

※医師、薬剤師の高齢化や、緊急性のない症状での「コンビニ受診」の増加などにより、現在の診療体制を維持することが困難となってきました。

そのような現状から、医師、薬剤師の負担を軽減し診療体制を確保するため、平成29年7月から、下記のとおり診療時間の一部を変更させていただくこととなりました。

どうぞご理解のほどお願いいたします。

須賀川地方休日夜間急病診療所では、須賀川医師会、薬剤師会の協力を得て、初期救急医療を行っています。

診療科目 内科・小児科 (受診の際は**保険証・お薬手帳**をお持ちください。)

診療日・診療時間 平成29年7月から、受付時間・診療時間が下表のとおり変更となります。

ご注意ください!

区分	29年6月までの診療時間(受付終了時間)	29年7月からの診療時間(受付終了時間)
平日(月曜～金曜日)	19:30～22:00 (21:45)	19:30～ 21:30 (21:15)
土曜日	18:30～21:00 (20:45)	18:30～21:00 (20:45)
休日 (日曜日及び祝日)	9:00～12:00 (11:30)	9:00～12:00 (11:30)
	14:00～17:00 (16:30)	14:00～17:00 (16:30)
	18:00～21:00 (20:30)	診療なし

※年末年始・ゴールデンウィークは診療時間が変更となります。(各戸配布チラシでお知らせします)

患者さんへのお願い

※注射、点滴、血液・レントゲン検査等の各種検査や外傷などは、当診療所では対応しておりません。
(インフルエンザの検査は実施しております。)

※薬の処方、原則1日分(土曜日は2日分)となります。後日かかりつけ医などで受診してください。

診療場所

須賀川市保健センター内
〒962-0847 須賀川市諏訪町67-1 ☎0248-76-2980(診療時間内)



新採用職員を紹介します!

須賀川地方保健環境組合
庶務係 主事
鈴木 裕理佳

昨年4月から須賀川地方保健環境組合、衛生センター庶務係に採用となりました「鈴木」と申します。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

私が衛生センターに採用されてから、早1年がたちました。様々な業務の間、厳しくも優しさにあふれた先輩方や、頼りになる同期の皆さんをはじめ、頼りない私にお声掛けくださる地域の皆様に支えられ、精進して参りました。今後も皆様のお力添えのもと、日々努力して参ります。

庶務係の業務は、月々の出納検査や契約の締結、伝票処理など、地域の皆様方と直接的にかかわることは少ないかもしれませんが、それらの業務を通して、微力ながらも、皆様にいつまでも、快適に暮らしていただくためのお手伝いが、できればと考えております。

今後とも、須賀川地方保健環境組合をよろしくお願いいたします。





斎場は、本組合が広域行政の一環として設置した施設です。組合の構成市町村窓口でご使用の申し込みをいただいたうえで、元日及び休場日を除き、火葬を行っています。

施設使用料

区分	死亡者等		使用料		摘要
	年齢	単位	本組合区域内住所	本組合区域外住所	
大人	12歳以上	1体	5,000円	50,000円	溺死体又は埋葬死体は左記使用料の2割増の額となります。
小人	5歳以上 12歳未満	1体	4,000円	45,000円	
小人	5歳未満	1体	3,000円	45,000円	
死産児		1胎	3,000円	30,000円	
分娩汚物		産婦1人につき	2,000円	20,000円	
その他汚物		1個につき	2,000円	20,000円	

火葬執行開始時間

時刻
8:30
9:30
10:30
11:30
13:00
14:00
15:00(冬季のみ)
16:00(冬季のみ)

上記の右表のとおり、基本的に1日6件まで、火葬のご予約をお受けしております。また、**冬季(1月～3月)に限り、15:00、16:00の2件分を追加する取り組みを実施しております。**

ご存知でしたか?

斎場利用手続きの方法

○葬祭業者等をご利用する場合

葬祭業者へ死亡診断書を提出し、上記の右表の中から火葬時間を予約したうえで、組合の構成市町村窓口で申請手続きを行ってください。

○個人でのご利用となる場合

組合(衛生センター)に直接ご連絡いただければ、手続きや予約時間等について、ご案内いたします。

所在地

須賀川市八幡山239番地

①平日の連絡先 衛生センター ☎0248-73-4515

②土日と祝日の連絡先 斎場 ☎0248-75-3358



組合施設をご紹介します!

①ごみ処理施設 ②斎場 ③休日夜間急病診療所



組合施設紹介①

ごみ処理施設



ごみ処理施設は、組合の構成市町村(須賀川市・鏡石町・天栄村)から出たごみを処理する施設です。構成市町村から委託された車両が収集した「ごみステーションのごみ」と、同じく許可された車両が収集した「店舗・事業所の一般廃棄物」を処理しています。

また、一般家庭ごみの直接搬入については、以下のような場合のみ、前日までの事前予約にて受け入れしていますので、お問い合わせください。

①お引越し

お引越しする直前までに、ステーション等でのごみ収集で処理しきれなかった分を受け入れいたします。

②ご葬儀による緊急の片付け

ご自宅でご葬儀を執り行うために、片付けを行う場合、お引越しと同様に、ステーションで処分しきれなかった分を受け入れいたします。

③ご自宅の庭にある草木の剪定

ステーションで処分しきれなかった分を受け入れいたします。搬入の際は、枯らした状態で、かつ長さ60cm、直径30cm以下に束ねてお持ち込みください。(1本直径9cm以上の木は、別に分けてお持ち込みください。)

④火災等の災害

搬入の前に組合(衛生センター)に来所いただき、搬入物の確認等、事務手続きを行ったうえで、改めて受け入れいたします。来所の際は、**事前にご連絡いただくほか、リ災証明書をご持参ください。**

⑤犬・猫等ペットの死亡

以下の2点をご理解のうえ、段ボール箱等に入れて、直接お持ち込みいただいた場合に限り、受け入れいたします。

①死骸については、焼却灰等と同様に、組合の埋立処分場に埋立処理いたします。

②1頭200円のごみ処理施設使用料をいただきます。

お受けできないものやお受けできないケースがございますので、各市町村より配布されるごみカレンダーや分別表をご確認いただくほか、ご不明な点は、ご相談ください。

【組合連絡先】衛生センター ☎0248-73-4515